

## 優良会社は事業承継税制を使うべきか？

### 事業承継税制の適用判断

贈与税・相続税の納税猶予・免除という事業承継税制を使うか？使わないか？はケースバイケースです。もちろん、これを絶対的に否定するつもりはありませんが、今日は別の論点から解説します。

事業承継税制を使わず、ホールディングスを作って買い取る方法もありますが、「事業承継が完結するというメリット」、「事業会社の事業に回す金銭がホールディングスへの配当に回るというデメリット」があります。ホールディングスを提案する側（銀行、銀行が連れてきた税理士）はメリットのみを伝えますが、本来はメリット、デメリットの両方を検討すべきです。

いずれにせよ、優良会社で事業承継税制を使うかどうかを検討しているならば、次のことを考えるべきです。そもそも事業承継税制とは、どのような理由からできた税制なのでしょう？

それは①非上場企業（優良企業）の株価が高い、②相続税の納税が大変（株価に見合う金融資産がない）、③事業承継に支障がある、という背景です。逆に言えば、株価に見合う金融資産があればいいのです。しかし、そうなっていないことも多いのですが、それはなぜでしょうか？

### 株価と個人の金融資産のバランス

この理由の1つに「会社の業績に対して役員報酬が低すぎる」という会社が相当数あるということです。今まで私をご相談頂いた会社の例を挙げると、次のような会社は何社もありました。

- 超優良会社（利益が×億円、××億円）
- 社長の役員報酬は1,500～3,000万円くらい
- 利益が積み上がり、株価はどんどん上昇する

事業家である社長は役員報酬をあまり高額にせず、「会社に利益を残す→事業投資する→業績が上がる→株価が高くなる」ということを繰り返してきた訳です。しかし、これでは「会社の株価」、「個人の金融資産」というバランスが悪くなっているのです。

私が過去にご相談頂いた事例を挙げれば、「私がこの会

社の社長ならば、役員報酬2～3億円か？」と思った会社もあります。しかし、その会社の社長の役員報酬は5,000万円にも至っていませんでした。これは単発のご相談だったので、「役員報酬の大幅な増額」を提案しました。社長が多額の役員報酬をもらわない理由は様々ありますが、過去のご相談を振り返ると、次のようなものとなります。

- 高額な役員報酬にしたら税金が高い。
- 先代社長（父親）の時代から高額な役員報酬にはしておらず、父親の目があるので、現社長も高額な役員報酬にはできない。
- 高額な役員報酬にしている意識だったが、会社の業績から考えるとかなり低い。

いずれにせよ、好業績に対して低い役員報酬ならば、「非上場企業の株価」と「個人の金融資産」というバランスは悪くなる一方です。相続税の納税に耐えられる金融資産が無いのです。だから、事業承継税制の検討になる訳です。

### 実務的には、どうすればよいのか？

逆に、高額な役員報酬ならば、株価が高くなることを抑えることができ、個人の金融資産も増やせます。

さらに、「社長が金融資産を運用する」、「後継者（子）に贈与（相続時精算課税による贈与など）をして子も運用する」ということを考えてみましょう。

前者の例として、社長が60歳で、85歳で他界するとしましょう。①投資金額：1億円、②運用期間：25年、③年間利回り（複利）：10%（半年複利の複利ごとに20.315%の課税）とします。そうすると、1億円のお金は25年後に「7億円超」になります。この状況になっても、「株価は高いがお金がないから、事業承継税制の検討」となっているでしょうか？色々な社長と話をしても、「お金があるなら、事業承継税制は使わない」とお話しされます。しかし、役員報酬をそこまで高額にせず、そして、個人の金融資産の大半を預貯金にしているので、「相続税の納税資金が無い」となる訳です。そうならないように「株価」と「個人の金融資産」のバランスを改めて考えてみましょう。

## 2024年4月 ～お仕事備忘録～

夏に向けての準備が始まる時期です。夏季賞与の支給に向けた準備もそろそろ始まります。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

### 定額減税（所得税）への対応の準備

2024年分で実施される定額減税のうち、所得税分については6月より控除が始まることから、これに向けた準備を行います。

具体的には、2024年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から、その支払時点での定額減税額を控除します。控除しきれない分については、その後の2024年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除します。

この控除額を計算するための事前準備として、まずは

- ①控除対象者の確認（2024年6月1日時点の在籍者で、扶養控除等申告書を提出している居住者）
- ②控除対象者の同一生計配偶者と扶養親族（いずれも居住者）の確認（扶養控除等申告書等で人数を確認）を行います。特に②について、16歳未満の扶養親族も定額減税の対象となりますので、見落としがないようにご注意ください。

### 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

なお、2024年度は定額減税が実施されます。この影響で、定額減税の対象となる方については、6月分の特別徴収が行われません。自治体より送付される特別徴収税額通知には、7月分以降の11ヶ月分の納税額として定額減税控除後の金額が記載されていますので、これに従って処理を行ってください。

### セミナー情報

**経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
たった5年で売上が7倍<7億円>に！  
幹部と一緒に作る！！**

### 経営計画書作成セミナー

**経営計画を立てると会社が生まれ変わる！**  
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！  
◎何でも質問OKです！

**日程 2023年05月14日(火)**

**時間 10時～17時（受付9時45分～）**

**会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします**

**参加料 30,000円（税抜）【定員5社様】**

\*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

**お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山  
申し込みフォーム：**

[https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL\\_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)



### 事務所紹介

# HAPPY BIRTHDAY

\*4月3日(水)

4月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



### プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp